

身体的拘束最小化推進体制加算に関する院内掲示

1. 当院の基本方針

当院は、患者さんの尊厳と権利を最優先し、**原則として身体的拘束を行わない方針**を採用しています。身体的拘束は、患者さんの安全確保のためにやむを得ない場合に限り、法令・ガイドラインに基づき、最小限の範囲・期間で実施します。

2. 身体的拘束最小化のための主な取組み

- ・多職種カンファレンスの実施：医師・看護師・リハビリ・介護職等で拘束の必要性和代替手段を検討。
- ・拘束回避ケアの強化：環境調整、見守り強化、疼痛管理、排泄支援、認知症ケアなど。
- ・職員研修の定期実施：身体的拘束ゼロを目指す倫理・法令・ケア技術研修を年2回実施。
- ・家族との情報共有：拘束が必要な場合は事前説明を行い、理解を得ながら最小化を徹底。
- ・記録・評価の徹底：実施理由、代替手段、実施時間、解除判断を明確に記録し、定期的に評価。

3. 身体的拘束の実施状況

当院では、身体的拘束の実施状況を定期的に集計し、改善に取り組んでいます。

- 身体的拘束実施率（地域包括ケア病床） ※実施率＝「身体的拘束を実施した患者数 ÷ 入院患者数」

年度	身体的拘束実施率	備考
2025年度	2.5%	2025年4月～2026年3月
2026年度	2.0%	2026年2～4月（直近3か月）

4. 患者さん・ご家族へのお願い

身体的拘束は、患者さんの安全を守るためにやむを得ず行う場合があります。その際は、理由と内容をご説明し、ご理解をいただいたうえで最小限の対応を行います。ご不明点やご意見がございましたら、スタッフへお声がけください。